

富良野市農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例（案）

富良野市農村環境改善センター設置条例（平成17年条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																								
(利用料金の納入) 第10条 利用者は、別表第1及び別表第2に定める利用料金を市長に納めなければなら ない (利用料金の収入) 第11条 市長は、センターの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合にお いて適當と認めるときは、指定管理者にセンターの利用料金を当該指定管理者の収入 として收受させることができる。 2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1及び別表第2 に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの とする。 3 前項の場合において、指定管理者は利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請 しなければならない。 4 指定管理者は、前項により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、セ ンターにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。	(利用料金の納入) 第10条 利用者は、別表第1及び別表第2に定める利用料金を市長に納めなければなら ない。 (利用料金の収入) 第11条 市長は、センターの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合にお いて適當と認めるときは、指定管理者にセンターの利用料金を当該指定管理者の収入 として收受させることができる。 2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1及び別表第2 に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの とする。 3 前項の場合において、指定管理者は利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請 しなければならない。 4 指定管理者は、前項により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、セ ンターにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。																																								
別表第1（第10条及び第11条第2項関係）	別表第1（第10条及び第11条第2項関係）																																								
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>利用料金</th><th>暖房料</th><th>摘要</th></tr></thead><tbody><tr><td>入湯料</td><td>大人（高校生以上） <u>590</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>中人（中学生） 407</td><td>—</td><td>入湯税を含む</td></tr><tr><td></td><td>小人（小学生） 257</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></tbody></table>	区分	利用料金	暖房料	摘要	入湯料	大人（高校生以上） <u>590</u>				中人（中学生） 407	—	入湯税を含む		小人（小学生） 257			(略)				<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>利用料金</th><th>暖房料</th><th>摘要</th></tr></thead><tbody><tr><td>入湯料</td><td>大人（高校生以上） <u>510</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>中人（中学生） 407</td><td>—</td><td>入湯税を含む</td></tr><tr><td></td><td>小人（小学生） 257</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></tbody></table>	区分	利用料金	暖房料	摘要	入湯料	大人（高校生以上） <u>510</u>				中人（中学生） 407	—	入湯税を含む		小人（小学生） 257			(略)			
区分	利用料金	暖房料	摘要																																						
入湯料	大人（高校生以上） <u>590</u>																																								
	中人（中学生） 407	—	入湯税を含む																																						
	小人（小学生） 257																																								
(略)																																									
区分	利用料金	暖房料	摘要																																						
入湯料	大人（高校生以上） <u>510</u>																																								
	中人（中学生） 407	—	入湯税を含む																																						
	小人（小学生） 257																																								
(略)																																									
<p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から起算して、30日を経過した日から施行する。</p>																																									